

軽費老人ホームの設置等に関する許可の審査基準について（事務処理要領）

H24.3.1 健康福祉部高齢者福祉課

市長は、社会福祉法人以外の民間法人が社会福祉法に基づき行う軽費老人ホームの設置、変更についての許可申請については、社会福祉法、浜松市社会福祉法施行細則及び厚生労働省通知の定めるところにより審査し、適切であれば許可する。

【設置の許可】老人福祉法第15条第5項

社会福祉法第62条第2項

浜松市社会福祉法施行細則第10条

- ・ 許可申請書の内容・・・社会福祉法第62条第3項
- ・ 許可申請書の審査・・・社会福祉法第62条第4項
- ・ 施設としての基準（社会福祉法第65条）

H20.5.9 厚生労働省令第107号

「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」

H20.5.30 老発第0530002号厚生労働省老健局長通知

「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」

浜松市軽費老人ホーム設置運営要綱

- ・ 許可までの標準処理期間（許可しない場合も同様）・・・30日間

【施設の変更】社会福祉法第63条第2項

浜松市社会福祉法施行細則第15条

- ・ 許可を要する変更内容・・・社会福祉法第63条第2項
 - ・ 建物その他の設備の規模及び構造
 - ・ 事業の開始予定年月日
 - ・ 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法
 - ・ 当該事業を運営するための財源の調達及びその管理の方法
 - ・ 経理の方針
 - ・ 事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置
- ・ 審査基準及び許可までの標準処理期間・・・「施設の設置」の場合と同様